

# 獨協埼玉高等学校学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、獨協埼玉高等学校という。

(位 置)

第3条 本校は、埼玉県越谷市大字恩間新田字寺前316番地に置く。

## 第2章 課程の組織及び収容定員

(課 程)

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。  
全日制課程  
普通科 960名 (男・女)

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。  
全日制課程 3年

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日

(3) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

(5) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

(6) 学年始休業 4月 1日から4月4日まで

(7) 開校記念日 10月22日

(8) 埼玉県民の日 11月14日

2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。

3 非常災害その他急迫の事情があるときもしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

## 第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等その他必要書類に入学検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の書類に入学金をそえて提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われな

いときは、入学の許可を取り消す。

(転学)

第14条 他の高等学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考のうえ転学を許可することがある。

2 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその理由を明記し、保証人連署のうえ、願い出て、許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が、病気その他やむを得ない理由により3か月以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ休学を願い出て校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第18条 生徒が伝染病にかかりまたはそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第19条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

## 第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、教科並びに各教科以外の特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科、

科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(課程修了の認定)

第22条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第23条 本校所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

(原級留置)

第24条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

## 第6章 保証人

(保証人)

第25条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄姉、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に、学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第26条 保証人が転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そうまたは後見開始の審判若しくは破産等にかかるものであるときは、改めて保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

## 第7章 職員組織

(職員組織)

第27条 本校に次の職員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 校長   | 1名   |
| (2) 教頭   | 2名以内 |
| (3) 教諭   | 4名以上 |
| (4) 養護教諭 | 1名以上 |
| (5) 実習助手 | 1名以上 |
| (6) 講師   | 5名以上 |
| (7) 事務職員 | 6名以上 |

- |            |      |                               |
|------------|------|-------------------------------|
| (8) 学校医    | 1名以上 | (3) 正当の理由がなくて出席常でない者          |
| (9) 学校歯科医  | 1名以上 | (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者 |
| (10) 学校薬剤師 | 1名以上 |                               |
- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
  - 3 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
  - 4 第1項の職員のほか必要あるときは副校長を置くことができる。
  - 5 前項に定める副校長の職務は第3項に準ずる。
  - 6 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第8章 授業料、入学金及び入学検定料

(授業料、入学金及び入学検定料)

第28条 本校の授業料、入学金及び入学検定料等は別表2のとおりとする。

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 4 経済的理由で授業料の納付が困難な場合その他特別な理由があるときは、別に定めるところにより、授業料の一部を免除することがある。
- 5 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を6カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 6 すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料は、返還しない。ただし、特別な事情がある場合は、その全部または一部を返還することがある。

## 第9章 賞 罰

(褒 賞)

第29条 成績、性行ともにすぐれ他の模範となる者及び精勤者は褒賞することがある。

(懲 戒)

第30条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とし、校長がこれを行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

## 第10章 雑 則

(雑 則)

第31条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年2月1日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年2月1日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年2月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和64年1月1日から施行する。ただし、教育課程表・授業料及び維持費の改正規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年7月28日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年12月21日から施行する。ただし、第21条別表1の改正規定は平成3年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の獨協埼玉高等学校学則（以下「改正後の学則」という。）第28条第4項の規定は、平成2年12月1日から適用する。

3 平成3年度において現に第2年次及び第3年次に在学する者の履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表1によるものとする。ただし、英IIAの2単位については、第3年次においても履修できるものとする。

附 則（平成3年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成3年獨協高学則第2号）

1 この学則は、平成4年1月1日から施行する。ただし、授業料及び維持費の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成5年獨協高学則第2号）

1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年度において現に第2年次及び第3年次に在学する者の履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表1によるものとする。

附 則（平成6年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成7年1月1日から施行する。ただし、授業料及び維持費の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成8年獨協高学則第2号）

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、授業料及び維持費の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成9年獨協高学則第2号）

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成12年1月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者に係わる施設費

については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成12年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条の収容定員は、平成13年度1,120名平成14年度1,040名とするものとする。

附 則（平成14年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成14年度において現に第2年次及び第3年次に在学する者の履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表1によるものとする。

附 則（平成15年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成16年1月1日から施行する。  
2 平成15年度以前の入学者に係わる授業料、施設費および維持費については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成15年獨協高学則第2号）

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年度において現に第2年次及び第3年次に在学するものの履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表によるものとする。

附 則（平成20年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年度において現に第3学年次に在学するものの履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表によるものとする。

附 則（平成20年獨協高学則第2号）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年獨協高学則第2号）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年獨協高学則第1号）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年度において現に第2年次及び第3年次に在学するものの履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表によるものとする。

附 則（平成24年獨崎高学則第1号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。  
ただし、平成25年度において、現に第2年及び第3学年に在学するものの履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表によるものとする。

附 則（平成25年獨崎高学則第1号）

- 1 この学則は、平成26年1月30日から施行する。

附 則（平成26年獨崎高学則第1号）

- 1 この学則は、平成27年1月30日から施行する。

附 則（平成27年獨崎高学則第1号）

- 1 この学則は、平成27年12月1日から施行する。

附則（平成29年獨崎高学則第1号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。  
ただし、平成30年度において現に第2年次及び第3年次に在学する者の履修については、改正後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表によるものとする。

附則（平成30年獨崎高学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日以降の入学生から適用とする。ただし、平成31年3月31日以前の入学者については、従前のおりとする。

附則（令和2年獨崎高学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。  
ただし、令和4年度において現に第2年次及び第3年次に在学する者の履修については、改定後の学則第21条別表1の規定にかかわらず、なお従前の別表によるものとする。